

一般給付金等請求期限について

一般給付金(結婚祝金・出産祝金・入学祝金・傷病見舞金・災害見舞金・死亡弔慰金)および人間ドック等助成金の請求権は事由が生じた日から1年間です。ただし、傷病見舞金については復職(または退職)の日から1年間です。1年を過ぎると無効となりますのでお気をつけください。

ついでには、今年度(令和5年4月)入学された方の入学祝金請求期限は**令和6年3月31日(受理)まで**ですので、請求もれがないかご確認の上、請求されていない場合は早急にご請求くださるようお願いいたします。

また、来年度(令和6年度)入学される予定の方の入学祝金は、4月以降にご請求ください。早くにご請求されても給付が早くなることはありません。

請求用紙の在庫が無いようでしたら、共済会まで連絡し取り寄せてください。

※なお、一般給付金の添付書類はすべて、写し(コピー)で結構です。

退職金の給付時期について

退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1か月~1か月半ほどお時間を頂戴しております。

退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

外国人の方の退職給付金請求手続きについて

外国人の会員様が脱退し退職給付金をご請求される場合は、お振込先金融機関の口座名義は省略せず、全てご記載いただきますようお願いいたします。またご指定いただける口座は、日本国内の金融機関のみです。海外送金はできかねますのでご了承ください。

外国人の会員様が、ご退職日以前に母国へ帰国される等、日本国内の口座への送金ができなくなる場合は、事前に共済会までご連絡いただきますようお願いいたします。

個人情報の開示について


共済会では、会員様個々の情報について会員様ご本人または共済契約者様の開示請求に基づき、通年個人情報開示をさせていただいております。

例えば…今月末で退職した場合の具体的な退職金額が知りたい 等、具体的に退職金が知りたい場合は、個人情報開示請求をしてください。 ※通年受付しております。

また、「個人情報開示請求書」はダウンロードしてご利用いただけるよう、共済会のホームページに掲載しております。

検索サイトで

↓
共済会ホームページ

↓
ホーム内  個人情報開示請求について

↓
個人情報開示等のお手続きについて

